

令和5年度 公益財団法人 旭川市スポーツ協会事業計画書

I 事業方針

本協会は、旭川市のスポーツ団体を統括し、スポーツ推進に関する事業を行い、市民の健全な心身の発達と地域の活性化に寄与することを目的として昭和27年4月に発足し、昭和60年4月に財団法人の認可を受けました。

また、平成18年度から旭川市総合体育館の指定管理者として、効率的な管理運営とサービスの向上を目指すとともに、スポーツ活動の拠点施設の管理運営を通じて市民の健康・体力づくりに貢献してまいりました。

民による公益の増進を目指した公益法人制度改革に伴い、平成25年4月1日付けで公益財団法人に移行し新たなスタートを切ったところであり、令和5年度は、公益財団法人移行11年目となり、また、令和元年度に旭川市総合体育館の指定管理者に再度、選定され、管理運営を担い5年契約の最終年となります。

これまで以上に公益性の高い事業を積極的に展開し、市民のスポーツ振興や加盟団体の活動推進、地域の活性化に取り組んでまいります。

II 活動方針

- 1 市民の皆さんが日常生活にスポーツを積極的に取り入れ日々の暮らしに豊かさや充実感を実感できるよう、多様な市民ニーズに応える事業を展開し、生涯スポーツの推進に努めます。
- 2 スポーツ少年団組織の充実と単位団活動の活性化を図り、スポーツを通じて子どもたちの体力の向上と健全育成に努めます。
- 3 行政や関係機関、各種団体との連携を図り、バーサーロペット・ジャパン、旭川ハーフマラソンの主管団体として積極的にスポーツ大会の開催を推進し、スポーツ振興と地域の活性化に寄与します。
- 4 旭川市総合体育館の指定管理者、大成市民センターの管理運営受託者として公平で平等な利用促進や効率的かつ安全な管理運営に努めスポーツの普及・振興に貢献します。
- 5 スポーツ大会等の情報を幅広く収集し、インターネットや冊子として情報提供し多くの市民が「見るスポーツ」を含めスポーツに接する機会が増えるよう広報活動を充実させてまいります。
- 6 平成30年2月に締結した協定に基づき、プロバレーボールチームの「ヴォレアス北海道」の支援に取り組むとともに、オリンピック・パラリンピックの代表チームの事前合宿誘致を推進するなど、地域貢献や全市的な応援体制づくりに尽力します。

Ⅲ 事業計画

I 公益目的事業

1 スポーツの普及・振興を図る事業

【事業内容】

(1) スポーツ大会開催事業（定款第4条第1項 第1号関係）

① 第44回バーサーロペット・ジャパンの開催

旭川スキー連盟及び当協会が主管団体となり、国内最大規模のクロスカントリースキー（歩くスキーを含む。）を開催し、冬季スポーツの振興と市民の健康増進を目指すとともに、道内・外からの参加者を誘致し、地域の活性化を図ります。

- ・開催日 2024年3月9日（土）～10日（日）
- ・会場 北彩都特設会場及び周辺河川敷特設コース
- ・種目 クロスカントリースキー競技・歩くスキー、ミニロペットほか
- ・参加予定人員 2,000人
- ・実施内容 バーサーロペット・ジャパン組織委員会の事務局業務を担います。

また、市の委託を受けて、バーサーロペット・ジャパンのコースの一部を活用し、「北彩都歩くスキーコース」として、歩くスキー及びクロスカントリースキーコースを造成管理するほか、歩くスキーセットを貸し出す「スキーリユース事業」を行い、バーサーロペット・ジャパンの参加者増に努めるとともに、冬季スポーツの振興と地域の活性化を目指します。

○北彩都歩くスキーコース整備事業

- ・開設期間 2024年1月上旬～3月下旬
- ・造成コース 北彩都地区周辺（旭川駅裏折り返し4.5kmコース）

○歩くスキーリユース事業

- ・スキー貸出期間 2023年11月下旬～2024年3月中旬
- ・貸出場所 旭川市総合体育館

② 2023（第15回）旭川ハーフマラソンの開催

道北陸上競技協会及び当協会が主管団体となり、ハーフマラソンを開催しランニング競技の普及と市民の健康増進を目指すとともに、道内外から参加者を誘致し地域の活性化を図ります。

- ・開催日 2023年9月24日（日）
- ・会場（予定） 花咲スポーツ公園陸上競技場発着
（ハーフマラソンは公道（国道40号、旭橋、ロータリーと石狩川河川防災道路を使用したコース）
- ・種目（予定） ハーフほか
- ・参加予定人員 4,000人

(2) 市民のスポーツイベント開催事業（定款第4条第1項 第7号関係）

「旭川市民スポーツの日」事業

旭川市は、昭和55年度から6月及び2月の第3日曜日を「市民スポーツの日」として制定しており、旭川市から受託し市民がスポーツに親しむ機会を拡充するため事業を実施します。

① 夏季「市民スポーツの日」の事業

- ・日 時 2023年6月18日（日）
- ・場 所 未 定
- ・参加予定人員 未 定

② 冬季「市民スポーツの日」の事業

- ・日 時 2024年2月18日（日）
- ・場 所 未 定
- ・参加予定人員 未 定

(3) スポーツに関する講演会の開催事業（定款第4条第1項 第1号関係）

市民のスポーツ振興を目的に講演会を開催します。

- ・日時、場所は未定

(4) スポーツリーダーバンク事業（定款第4条第1項 第1号関係）

各種スポーツ・レクリエーション活動及びスポーツ教室の実技指導を行う指導者の登録と要請に応じた派遣を行いスポーツの普及・振興を図るとともに、登録者を対象とした講習会を開催します。

（令和5年2月末の登録指導者数：28名 派遣可能種目：31種目）

(5) スポーツボランティア育成事業（定款第4条第1項 第1号関係）

各種大会の運営に必要なボランティアを養成するとともに、要請に応じて派遣しスポーツ大会の円滑な運営を支援します。（令和5年2月末の登録者数24名）

(6) ニュースポーツ用具等の地域貸出事業（定款第4条第1項 第4号関係）

市民皆スポーツを目指し、地域や団体等の館外での利用促進を図るため、ニュースポーツ用具の無料貸し出しをします。

・貸出用具

フロアカーリング⑥ 4コートバレー② バッジー② ディスゲッター②
ふまねっと① キンボール① ペタンク① スノーシュー②② カーリンコン④
ノルディックウォーキングポール②⑤ ターゲットバードゴルフ⑤
インディアカ⑥ クロリティー① ペギーボール① ボッチャ②

(7) AED（自動体外式除細動器）の貸出事業（定款第4条第1項 第4号関係）

加盟団体等が主催する各種事業において、救急救命活動に備えるため、AEDの無料貸し出しをします。（2台保有）

(8) スポーツ功労者等表彰事業（定款第4条第1項 第4号関係）

① 旭川市スポーツ協会表彰

本市のスポーツ振興に貢献された方に「スポーツ功労賞」、「スポーツ功績賞」、「スポーツ貢献賞」を全国大会等で優秀な成績を収めた選手に「ベストプレイヤー賞」、「スポーツ特別賞」等を贈呈し表彰します。

- ・開催日 2023年10月9日（月・スポーツの日）
- ・会場 アートホテル旭川

② 各種大会入賞者への会長賞表彰

加盟団体等の申請に基づき、各種大会等で優秀な成績を収めた選手に、会長賞（トロフィー又は楯、賞状）を贈呈しスポーツの振興を図ります。

(9) スポーツ情報の提供事業（定款第4条第1項 第5号関係）

① スポーツ大会カレンダーの作成

市内の体育団体等が市内及び近隣町で開催する全国、全道、地区大会の期日、会場を記載した冊子を作製するとともに、ホームページを活用して広く市民に情報提供しスポーツの普及と地域の活性化に寄与します。（掲載大会約530大会）

2 スポーツ団体等の育成支援事業

【事業内容】

(1) スポーツ少年団育成事業（定款第4条第1項 第3号関係）

青少年の健全育成と競技力向上を図るため、各種大会開催等の事業を実施します。

① 大会等開催事業

ア 第40回武道フェスティバル

- ・種目 剣道、柔道、空手道、少林寺拳法
- ・開催日 2023年5月7日（日）
- ・会場 旭川市総合体育館

イ 第42回日専連旭川杯争奪少年野球大会兼第42回旭川市スポーツ少年団軟式野球交流大会（第44回スタルヒン杯争奪全道スポーツ少年団軟式野球交流大会予選会）

- ・開催日 2023年5月上旬予定
- ・会場 当麻町営野球場（予定）

ウ 第16回旭川市スポーツ少年団バレーボール交流大会

- ・開催日 2023年7月22日（土）
- ・会場 旭川市総合体育館

エ 第44回スタルヒン杯争奪全道スポーツ少年団軟式野球交流大会兼第38回北海道スポーツ少年団軟式野球交流大会（第45回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会北海道予選会）

- ・開催日 2023年7月15日（土）～17日（月・祝）

・会 場 旭川ドリームスタジアム他
オ 第29回なななかまど杯少年剣道大会

・開催日 2023年7月2日(日)

・会 場 旭川市総合体育館

カ 体力テスト会

・開催日 2023年10月22日(日)

・会 場 旭川市総合体育館

② 研修活動事業

ア リーダー養成研修会

・開催日 未定 ・会 場 未定

イ 指導者・保護者研修会(仮称)

・開催日 未定 ・会 場 未定

③ 交流活動事業

ア 親子交流レク(仮称)

・開催日 2023年11月19日(日)

・会 場 旭川市総合体育館

イ 指導者・保護者の情報交換会(仮称)

・開催日 未定 ・会 場 未定

④ 普及広報事業

ア 旭川市スポーツ少年団(単位団含む)の活動を広くPRし、少年団への理解と関心を深めることを目的に行います。(ホームページの活用及び少年団広報誌の発行)

⑤ 組織整備

ア 子どもたちの成長をサポートしていくための組織体制を整備・強化することを目的に行います。

⑥ その他

ア 第41回指導功労賞表彰式

・開催日 未定 ・会 場 未定

イ 各種事業への派遣

・上川管内競技別交流大会(軟式野球, 剣道, バレーボール, 水泳)

・全道競技別交流大会(軟式野球, 剣道, バレーボール)

・全国競技別交流大会(軟式野球, 剣道, バレーボール)

・全国・全道スポーツ少年大会及びリーダースクール

(2) 加盟団体等育成支援事業(定款第4条第1項 第2・4号関係)

① 加盟団体等育成事業

ア 加盟団体の育成を図るため、新規加盟から6年間、運営費補助金を交付します。

イ 加盟団体等の活動を支援するとともに市民スポーツの底辺拡大を目指して、申請に基づいて次の事業に助成金を支給します。

・対象となる事業

加盟団体等が市民を対象に新たにスポーツ教室・講習会・大会（注※）を実施する場合
※参加資格を競技団体の登録者に限定する事業は対象外とします。

ウ 利用団体事務室・会議室の運営

利用団体事務室・会議室を有効に活用し、各種利用団体の活動を支援します。

（令和5年2月末現在5団体入居）

② 総合型地域スポーツクラブの普及と育成

地域の子供から高齢者まで、初心者からベテランまで、いろいろなスポーツに親しむことが可能な総合型地域スポーツクラブは、将来、市民のスポーツ活動の拠点として発展が期待されることから、その普及と育成を図ります。

旭川市内の総合型地域スポーツクラブ

- ・高台チャレンジクラブ
 - ・末広ふれあいスポーツクラブ
 - ・旭川東豊スポーツクラブ
 - ・旭川緑が丘スポーツクラブ
- 計4クラブ

(3) 調査研究事業の実施（定款第4条第1項・第2・3号関係）

「旭川市における競技力向上及び次世代アスリート発掘・養成事業のあり方について」をテーマとして調査研究事業を行います。

3 スポーツ推進のための各種教室等の開催及び体育施設の管理運営事業

(1) 旭川市総合体育館の管理運営（指定管理事業）（定款第4条第1項第1・6号関係）

市民のスポーツ活動を推進する拠点施設である旭川市総合体育館の指定管理者として、各種事業を実施するとともに適正な管理運営に努めます。

指定期間 令和元年4月1日から令和6年3月31日まで（5年間）

① スポーツ教室等の開催

市民スポーツの振興と健康増進を図るため、スポーツ教室等を開催します。総合体育館の指定管理者として、利用状況を考慮しながら施設を有効活用した様々な教室を開催します。教室の開催にあたっては、幼児、小学生、中高年なども含め初心者を対象に企画します。

・開催教室 13教室開催 受講者定員 300名

ア 予定教室

ニュースポーツ&ストレッチ、バドミントン、フラダンス、ジュニアチャレンジ、卓球、ピラティス、肩こり腰痛予防、エアロビ+ヨガ、太極拳、はじめてのテニス、リズムダンス、チャレンジ（一般）、親子チャレンジ運動（3歳以上の未就学児とその保護者）

イ ワンディ講座

卓球・バトミントン

② トレーニング相談事業

各種トレーニングの正しい知識を普及するため、トレーニングルームに日本パワーリフティング協会 1 級審判員の資格を有する相談員 1 名，厚生労働省認定ヘルスケアトレーナー・厚生労働省認定健康運動指導士の資格を有する相談員 1 名，計 2 名の相談員を配置し，利用者からの様々な相談やニーズに対応します。

・相談日：月・火・水・木の各曜日（10時～12時，18時30分～20時30分）

土曜日（16時～18時）

③ 施設の管理運営

総合体育館の施設や用具の貸し出しを通じて，利用者が安全で効率的に使用できるよう指導・助言を行います。

ア 利用管理：案内，対応，用具の貸出

利用しやすい施設となるよう，利用者への案内，個々の対応，用具の貸出など利便性向上に努めます。また，意見・要望を反映させるため，引き続き「旭川市総合体育館利用者の声を聴く会」を設置して，よりサービス向上に向けた管理運営を目指します。

イ 利用受付：利用調整，使用料金収納等

施設の公益性を高めるため，大会の開催と市民の利用に関し，効果的な利用調整を行います。また，施設使用料金の収納事務を行います。

施設の使用料金については，旭川市総合体育館条例に基づき，非営利目的の場合は利用しやすいよう低料金となっているほか，アマチュアスポーツ以外の使用に当たっては，プロスポーツ，社会教育的な利用及び公益的な集会に限定しています。

・利用調整

全道，全国大会，地区大会等の利用申請の日程が重複する場合は，申請団体と調整し，総合体育館，大成市民センター体育館，忠和公園体育館，東光スポーツ公園武道館の 4 館の利用調整を行い，各団体の大会開催の実現に向けて可能な限りの調整を行います。

・施設管理：清掃，保守点検等

施設の管理については，「体育施設運営士」の資格を有する職員のもとで保守管理等を徹底し安全管理に努めます。

(2) 大成市民センターの管理運営事業（定款第 4 条第 1 項 第 1・6 号関係）

市中心部の施設である大成市民センター体育館及び住民会館の管理運営受託者として，各種事業を実施するとともに適正な管理運営を図ります。

場 所 旭川市 6 条通 1 4 丁目

① スポーツ教室の開催

市民スポーツの振興と普及を図るため，スポーツ教室を年間 2 教室開催します。初心者も取り組みやすい教室を開催します。

- ・ 2教室開催 受講者定員 60名
- ・ 開催予定教室 ズンバ, ボクシングエクササイズ

② スポーツ講座の開催

初心者を対象にスポーツに係る講座等を開催し、スポーツの普及・振興を図ります。

③ 施設の管理運営

大成市民センター体育館・住民会館の施設や用具の貸し出しを通じて、利用者が安全で効率的に使用できるよう指導・助言を行います。

ア 利用管理：案内, 対応, 用具の貸出

利用しやすい施設となるよう、利用者への案内, 個々の対応, 用具の貸し出しなど利便性の向上に努めます。

イ 利用受付：利用調整, 協力金（利用料金）収納等

施設の公益性を高めるため、大会の開催と市民の利用に関し効果的な利用調整を行います。また、協力金（施設利用料金）の収納事務を行います。

施設の協力金（利用料金）については、総合体育館に準じて非営利目的の場合は利用しやすいよう低料金となっているほか、アマチュアスポーツ以外の利用に当たっては、プロスポーツ、社会教育的な利用及び公益的な集会に限定しています。

ウ 施設管理：清掃, 保守点検

施設の管理については、「体育施設運営士」の資格を有する職員のもとで保守管理等を徹底し安全管理に努めます。

(3) 健康体力づくり教室等事業（定款第4条第1項 第1号関係）

① スポーツチャレンジ講座

小学生を対象に運動遊びを体験してもらい、「走る・跳ぶ・投げる」等運動における体の使い方の基礎を楽しく学ぶ講座を開催します。（2回開催）

② 逆上がり講習会

小学生を対象に、専門的な知識を有する講師の指導により、技術の習得が難しい逆上がりのコツを掴むことを目的に開催します。（2回開催）

II 法人管理運営事業

法人の管理運営に関すること。

III その他

1 上川管内スポーツ協会連絡協議会の運営

上川管内の23市町村で構成される連絡協議会の事務局として、会議（常任理事会、理事会）の開催、体育功労者の表彰、ブロック活動助成事業、青少年育成助成事業を通じて、管内のスポーツ普及・振興を図ります。

2 上川管内スポーツ少年団連絡協議会の運営

上川管内20市町のスポーツ少年団連絡協議会の事務局として、管内スポーツ少年団の大会運営等を通じて青少年スポーツの普及・振興を図ります。

3 総合型地域スポーツクラブ上川ネットの運営

上川管内中部の総合型地域スポーツクラブ（現在5クラブ）の事務局として、相互の連携協調を図り、地域に根ざした生涯スポーツの普及・振興を図ります。